

表題	作成コーナーで「医療費控除」を入力したい
ファイル名	5 医療費の領収書等を入力（手入力）

目次

1	医療費控除の入力（適用する医療費控除の選択 SS-FC-010）	1
2	医療費控除の入力（医療費控除の一覧 SS-FC-040）	2
3	医療費控除の入力（医療費の領収書等の入力 SS-FC-050）	2
4	医療費控除の入力（医療費控除の一覧 SS-FC-040）	3
5	計算結果	3
6	医療費控除の入力（控除の入力 1/2 SS-AA-070a、所得・控除の入力 SS-AA-070c）	4

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 医療費控除の入力（適用する医療費控除の選択 SS-FC-010）	
国税庁 確定申告書等作成コーナー 令和 7 年 所得税 マイナンバーカード よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ 医療費控除の入力 適用する医療費控除の選択 「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。 なお、両方の控除を重複して適用することはできません。 ☒ 医療費控除 ※：令和6年中に支払った医療費が、一定の金額を超える場合の控除（上限200万円） > 医療費控除の適用要件を詳しく確認する ☐ セルフメディケーション税制 ※：健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除（上限8万8千円） > セルフメディケーション税制の適用要件を詳しく確認する どちらを選択していいかわからない方 既に明細書を作成された方 戻る 次へ	「適用する医療費控除の選択」画面で『医療費控除』を選択し、『次へ』を押します。

2 医療費控除の入力（医療費控除の一覧 SS-FC-040）

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

医療費控除の入力

医療費控除の一覧

医療費通知・領収書等の入力

医療費通知（お知らせ）や領収書等をご用紙の1、入力してください。

> 医療費控除の入力方法を確認する

医療費通知（お知らせ）の入力

医療費通知（お知らせ）をお持ちの方は医療費通知の内容を入力してください。

入力件数：0件/1件

＋ 医療費通知を入力する

医療費の領収書等入力

医療費通知（お知らせ）の内容以外に、支払った医療費がある方は領収書等を基に入力してください。
なお、領収書等の内容を入力した医療費集計フォーム（医療費の内容を表計算ソフトで入力するためのフォーマット）を読み込む又は領収書等の内容を選択入力する方法があります。

Q 医療費集計フォームを利用しますか？

> 利用に当たっての留意事項を確認する

はい いいえ

医療費の領収書等入力

入力件数：0件/995件

＋ 医療費の領収書等を入力する

医療費の証明書等の入力

おしつ使用証明書など、医療費控除を受けるために必要な証明書等をお持ちの方は、「医療費の証明書等がある」をチェックしてください。

> 医療費の証明書等とは

☐ 医療費の証明書等がある

戻る 入力終了

「医療費の領収書等入力」の「Q 医療費集計フォームを利用しますか？」で『いいえ』を選択します。

『いいえ』を選択して表示された『+医療費の領収書等を入力する』を押します。

※医療費集計フォームと領収書の入力は併用することができます。併用する場合は、医療費集計フォームを読み込んだ後に領収書の入力をします。領収書の入力後に医療費集計フォームの読み込みを行うと、入力した医療費の領収書の情報が削除されます。

3 医療費控除の入力（医療費の領収書等の入力 SS-FC-050）

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

医療費控除の入力

医療費の領収書等の入力 1件目

① 領収書等1枚ごとではなく、医療を受けた方・病院等ごとにまとめて入力できます。
> まとめて入力する方法

領収書等の内容を入力してください。

医療を受けた方の氏名
※：10文字以内
国税 太郎

病院・薬局などの支払先の名称
※：20文字以内
〇〇病院

医療費の区分（複数選択可） ☒ ☐
☐ 診療・治療
☐ 医薬品購入
☐ 介護保険サービス
☐ その他の医療費（通院費など）

A. 支払った医療費の額（円）

B. Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額（円） ☒
 ※：補てんされる金額がある場合は、必ず入力してください。

戻る もう1件入力する 入力内容の確認

画面の案内に沿って医療費の領収書等の入力を行います。入力終了後『入力内容の確認』を押します。続けて入力する場合は、『もう1件入力する』を押します。

4 医療費控除の入力（医療費控除の一覧 SS-FC-040）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

医療費控除の入力

医療費控除の一覧

医療費の領収書等入力

医療費通知（お知らせ）の内容以外に、支払った医療費がある方は領収書等を基に入力してください。
なお、領収書等の内容を入力した医療費集計フォーム（医療費の内容を表計算ソフトで入力するためのフォーマット）を読み込む又は領収書等の内容を直接入力する方法があります。

Q 医療費集計フォームを利用しますか？

> 利用に当たっての留意事項を確認する

はい いいえ

集計フォーム読み込み画面へ >

① 医療費集計フォームから読み込んだ内容を反映しています。
追加で入力する領収書等がある場合は、「医療費の領収書等を入力する」ボタンを押して入力してください。

入力件数：1件/995件

医療費の領収書等の入力内容を表示する

	医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額	補てんされる金額	操作
1	国税 太郎	国税病院	診療・治療	200,000円	—	訂正 削除

戻る 入力終了

「医療費控除の一覧」画面に遷移します。『医療費の領収書等の入力内容を表示する』を押すと入力内容を確認できます。

医療費の領収書等の入力内容に誤りが無ければ、『入力終了』を押します。

5 計算結果

社会保険料控除

計算結果

入力された内容を基に計算した控除額は、以下のとおりです。

医療費控除額
200,000円

閉じる

地震保険料などを支払った方 ☐ 〇

地震保険料や国民健康保険料を支払った方（医療費控除に記録のない方のみ）

「計算結果」画面が表示されます。画面を確認し『閉じる』を押します。

6 医療費控除の入力 （控除の入力 1/2 SS-AA-070a、所得・控除の入力 SS-AA-070c）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和1 年分 所得税 マイナンバーカード よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

控除の入力 (1/2)

支出に関する控除の入力

一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ ☐

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除 ☒ 入力あり

医療費控除額を表示する

ふるさと納税などの寄附をした方 ☒ ☐

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除 -

政党等寄附金等特別控除 -

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和1 年分 所得税 マイナンバーカード よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

所得・控除の入力

選択された所得の入力

給与収入がある方 ☒ ☐

給与収入があり、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得 ☒ 入力あり

給与所得の金額を表示する

支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方 ☒ ☐

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免 -

一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ ☐

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除 ☒ 入力あり

医療費控除額を表示する

「控除の入力(1/2)」または「所得・控除の入力」画面の「医療費控除」覧に「入力あり」と表示されます。

医療費の領収書等からの医療費控除の入力方法は以上となります。